

2022年9月12日

日本郵政グループ各社にお勤めの
正社員・退職者のみなさまへ

三井住友海上火災保険株式会社
公務第二部日本郵政室 川越・狩野
電話 03-3259-6682
(平日 9:00~17:00)

新型コロナウイルス感染症に関する入院保険金等のお取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本郵政グループ「団体傷害補償制度」では2021年7月より、新型コロナウイルス感染症と診断され医師の指示により宿泊施設や自宅で療養をされた場合は、約款上の「入院」とみなし、入院保険金等のお支払対象とする特別なお取扱い（以下、「みなし入院」といいます）を実施してきました。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたことを踏まえ、弊社での「みなし入院」に係る入院保険金等のお取扱いを検討した結果、2022年9月26日（月）以降の「みなし入院」による入院保険金等のお支払対象について裏面のとおり変更することといたします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

1. 「みなし入院」による入院保険金等のお支払対象

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の「重症化リスクの高い方」

- ・65才以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦の方

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲

ケース		従来	9月26日以降
入院された場合（約款におけるお取扱い）		○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合（特別なお取扱い）	重症化リスクの高い方	○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外

2. 「みなし入院」のお取扱いを開始した経緯と今回対応の理由

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊施設や自宅での療養が行われることになりました。宿泊施設や自宅での療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客さま保護の観点から、「入院」とみなす特別なお取扱いを、社会情勢を踏まえた時限的な措置として開始いたしました（日本郵政グループ「団体傷害補償制度」では2021年7月よりお取扱いを開始）。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染者数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準であり、軽症者・無症状者の方の割合が高まっている状況にあります。

更に、今般、政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、with コロナに向けた新たな段階への移行の一環として、2022年9月26日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院保険金等のお支払対象を前記のとおりといたしました。

なお、今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。